

「消費税＝10%」への対策と準備 ～今から、出来る事をしてみよう～

1 「遊技機購入」に対する消費税が、【5%⇒10%】になったら、
いったい、『何が、どう困るのか？』
その時になって、もし「困った事になった」としても、時すでに遅し。
だから、今からシミュレートしてみたら、いかななものか。

まずは、「現状把握」と、「机上の計算」

○ 遊技機の「税込価格」は、間違いなく上昇する。

仮に、35万円の遊技機に対しての消費税は…「税率5%=17,500円」。

将来的に「税率10%」となると、更に同額が上乘せされる事となる。

この時が来た場合…

- (1) 営業利益率は、上げざるを得ないのか？…どのくらい？
- (2) 機械購入台数は、今より更に控える事になるのか？…何台分？

■ まず最初に、「すべき事」がある。

今現在の、『消費税の支払い額は、いくらなの？』を、正確に把握する事である。

「法人全体として」も必要にはなるが、コレは本社総務部門にお任せするとして、営業部門としては、【遊技機代として】が最も重要なポイントになる。

⇒コレが分かれば、あとは簡単。

昨年度の遊技機代金(併せ台数)の総額も分かっている訳だから…

- (1) 昨年比100%の台数として、今の粗利益+消費税5%に当たる金額で計算
- (2) (税込み総額÷1.1)÷税別の平均単価=購入出来得る台数。

「机上の計算」が、事実なのか検証

○ 机上想定を、具現化実行してみる。

■「対応」は、総務・事務だけでは無い。

(1) 営業利益率の問題に対して

今すぐに「利益増額に対する利益率上昇」策は、時期早々になる。

最も大事なものは、【利益率は現状のまま】にした上で、上昇分として必要利益額が確保出来得る【売上金額の想定】と、それを実現するための【創造力】である。

(2) 機械購入台数の問題に対して

今(営業ベース)のままで行くならば、台数は減少せざるを得ない。

大事な事は、それ(=消費税10%になった)を意識した上で、購入台数を考える事。

更に、『本来ならば買っている』して、その機械代金を、【内部留保】する事にある。

この【内部留保】が出来ていないと、後々後悔する事になる。

⇒この内部留保金は、「その店舗の機械代以外には使用してはならない」原則必要。